

資料 2-③

令和元年 第 4 回 定例会
 (行財政改革推進調査特別委員会)
 調 査 資 料

令和元年 1 1 月 2 6 日
 環 境 部 下 水 道 課

下水道使用料の減免項目における他制度の市の減免基準について

項目	下水道使用料	市民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料
生活保護	生活扶助	生活扶助	生活保護	生活扶助	生活保護	—
	教育扶助 住宅扶助 医療扶助	生活扶助以外の扶助		—		
児童扶養手当等	児童扶養手当 特別児童扶養手当 旧母子福祉年金 旧準母子福祉年金	—	—	—	—	—
寡婦	地方税法に定める寡婦で、市民税所得割が非課税(※1)(※2)	—	—	—	—	—
障害者	身体障害者手帳の交付を受ける者で、市民税所得割が非課税(※1)(※2)	—	—	身体障害者手帳の交付を受けている者 (障害の区分と級別を明記)	—	—
	愛の手帳の交付を受ける者のいる世帯で、世帯主の市民税所得割が非課税(※1)	—	—	愛の手帳の交付(1度～3度)を受けている者	—	—
高齢者	65歳以上の者のみの世帯で、世帯全員の市民税所得割が非課税(※1)(※2)(※3)	—	—	—	—	—

本表は下水道課内での検討に使用したもので、個人の減免に係るものについて記載している。

※1：水道メーターを当該世帯単独で使用している場合

※2：他の者の扶養親族になっている者を除く。

※3：当該世帯に65歳未満の同居者があるときは、当該同居者の市民税所得割が非課税である場合に限り、当該世帯を65歳以上の者のみの世帯とみなす。